平成３０年（フ）第１９１９号
東京都港区赤坂６丁目12―９―502
債務者　阿部真里子
1　決定年月日時　平成30年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１９７０号
東京都江戸川区春江町５丁目９―１―323
債務者　上田　忠雄
1　決定年月日時　平成30年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１９７７号
東京都足立区梅田７丁目19―16―710
債務者　新里　一格
1　決定年月日時　平成30年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１９９６号
東京都練馬区氷川台３丁目41―11―205
債務者　佐々木純子
1　決定年月日時　平成30年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２００１号
東京都大田区蒲田２丁目２―１―201
債務者　花田　文子
1　決定年月日時　平成30年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２０２４号
東京都江戸川区平井７丁目18―22―204
債務者　當山美和子
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２０３５号
東京都足立区保塚町９―28―201
債務者　谷田　　卓
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２０３６号
東京都足立区保塚町９―28―201
債務者　谷田　由紀
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２０３９号
東京都台東区谷中２丁目１―14　富士コーポ３Ｆ
債務者　土田　貴之
1　決定年月日時　平成30年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２０５３号
東京都西東京市芝久保町２丁目22―26―307
債務者　工藤　一儀
1　決定年月日時　平成30年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２０５４号
埼玉県戸田市大字美女木1075―２　（大島ハイツ301号室）
債務者　舘澤千登勢
1　決定年月日時　平成30年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２０６９号
東京都新宿区中落合３丁目22―14
債務者　遠藤　勇治
1　決定年月日時　平成30年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２０７０号
東京都新宿区中落合３丁目22―14
債務者　遠藤安希菜
1　決定年月日時　平成30年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２０７３号
東京都大田区蒲田２丁目２―６―302
債務者　宇部　直乃
1　決定年月日時　平成30年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２０７８号
東京都江戸川区東葛西４丁目15―２―207
債務者　佐藤　恵美
1　決定年月日時　平成30年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２０８８号
東京都大田区萩中１丁目３―13―301
債務者　知念　里歩
1　決定年月日時　平成30年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部